

Texaco 対 Pennzoil 訴訟について

企画調査部*

1. はじめに

1987年4月12日、メジャーのひとつである米国のTexacoはニューヨーク州の連邦地裁に対し、連邦破産法第11章(いわゆるチャプター・イレブン)による再建手続適用を申請した。対象はTexaco Inc.と金融関係の子会社2社、合計3社である。

Texacoは1984年のGetty Oil買収に関し、Pennzoil社から損害賠償請求を受け、テキサス州の地裁、高裁で敗訴している。Texacoは法廷で徹底的に争う意向を表明しているが、テキサス州法の下では控訴に際し、判決と同額の供託金を要求される。Texacoの場合、一審判決で105億ドルの支払命令が出されている。同社はこれと同額の供託金を積むことは不可能であり、このテキサス州の供託金に関する規定は憲法に定められた控訴権を侵害するものであるとして、連邦裁に訴えていた。連邦裁の一審、二審は基本的にTexacoの主張を容れ、供託金は10億ドル程度でよいとの判断を示していた。これに基き、Texacoは10億ドルを供託、控訴を行った。

しかし、Pennzoilは連邦裁の決定を不服とし、連邦最高裁に上告していた。そして1987年4月6日、連邦最高裁は連邦裁の一審及び二審判決を破棄し、供託金に関する判断はテキサス州裁にゆだねるとの判決を下した。この結果、Texacoには約100億ドルに及ぶ供託金を要求される可能性が発生し、この供託は不可能とするTexacoにはいくつかのオプションがあったが、冒頭に記述した様に同社はチャプター・イレブン申請を選択した。

*執筆は高松弘調査第一課課長代理が行った。

2. 連邦破産法第11章による再建手続申請

Texacoによるチャプター・イレブン申請は、Texacoにとって有利な選択であったとみるアナリストが多い。これにはPennzoilとの訴訟、チャプター・イレブン下の経営の要素が絡んでいる。

(1) チャプター・イレブン下の経営

米国のチャプター・イレブンの下では、原則として管財人は選任されない。管財人が選任されるのは、現経営陣に不正あるいは経営能力欠如等の事由がある場合に限られ、Texacoの場合はこれに該当せず、現経営陣が引き続き経営を行う。従って、チャプター・イレブンによって、経営陣が会社の支配力を失うということはない。

次に事業の継続であるが、これも経営陣あるいは管財人は破産裁の命令を必要とせず、事業を継続することができる。但し、相当大規模な資産売買等、即ち、再建計画に大きな影響を与えると思われるものについては、破産裁の承認が必要な場合がある。

一般に、石油会社の場合、ファームアウトあるいはファームイン、そして探鉱開発投資は経常的ビジネスの一環としてとらえられている。1986年にチャプター・イレブンを申請したHunt兄弟のPlacid Oilの場合、同社と債権者である銀行団の関係がスムーズでないこともあり、銀行団は同社の探鉱投資に「待った」をかけたが、結局、破産裁はこの投資を承認した。

以上みてきた様に、チャプター・イレブン申請によっても経営陣は多少の制約はあるものの、ほぼ従来通りの経営を続けることができる。

〔連邦破産法第11章による再建手続〕

<手続の開始>

自己申立手続については、申立自体が救済命令(order for relief)を構成し、手続を開始するために裁判所による格別の決定は必要とされない。但し、申立が濫用にわたる場合等には、裁判所は申立を棄却し、あるいは中止することができる。

<自動的停止 (automatic stay)>

手続が開始されると、原則として債務者に対する個別的な権利行使が自動的に停止される。これは文字通り自動的に停止され、日本におけるような保全処分は不要である。

<再建計画>

申立の日から120日以内に債務者(現経営者)は再建計画を提出する。この期間内に債務者が再建計画を提出しなかった場合にはじめて、債権者は再建計画を提出できる。債務者が120日以内に再建計画を提出した時は、その後60日間は再建計画を提出できない。即ち、申立後180日経過しても債務者の再建計画が承認されない場合に、はじめて債権者は再建計画を提出できる。

<再建計画の受諾>

受諾は債権者、株主等の分類別に行われる。債権者については計画案に投票した債権者数の過半数であり、かつ同意した債権者の有する債権額の合計が、投票した債権者の有する債権総額の3分の2以上に達した時、受諾されたものとする。債権者数の要件が加味されているのは、一部の大口債権者による専横防止が狙いとされている。

<再建計画の認可>

再建計画の合意が得られた後、裁判所は計画を審査し、妥当と認められればこれを認可する。

(2) Pennzoil との訴訟への影響

チャプター・イレブンによる再建手続の項でも述べた通り、債権者による取立等の権利行使は自動的に凍結される。

Texacoに対してはテキサス州高裁から損害賠償金支払命令が出されているが、この命令も他の債権同様に当面は凍結され、新たな供託金

提出も免除されることになる。

従って、Texacoは供託金を積み増すことなく、またPennzoilによる同社資産の差し押えという事態を回避しつつ、Pennzoilとの訴訟を継続することが可能になった。

Texacoのチャプター・イレブン申請直後、テキサス州高裁は破産裁による再建手続が全てに優先するとして、TexacoとPennzoil間の訴訟審理を中断した。しかし、両社が訴訟継続に合意し、破産裁もこれを承認したため、テキサス州高裁での審理は再開された。

この様にTexacoにとって、チャプター・イレブン申請はPennzoilとの訴訟に関しては、供託金積み増し義務の回避というメリットのみをもたらしたといえる。

3. Texaco と Pennzoil の訴訟の動向

これまでの経緯は次の通りである。

(*印は供託金関係の動き)

1984年1月4日: Pennzoil と Getty は、Pennzoil が Getty を買収することで原則的合意に達したと発表

1月6日: Texaco と Getty は、Texaco が Getty を買収する契約成立を発表

1月10日: Pennzoil はデラウェア州地裁に対し Texaco と Getty の合併差止めを請求(2月7日却下)

1月17日: Pennzoil はオクラホマ州の連邦地裁に対し、反トラスト法を理由に合併差止めを請求(2月4日却下)

1月25日: Pennzoil はデラウェア州地裁に対し、Getty 側及び Texaco を相手どり、損害賠償請求(2月7日却下)

2月4日: Pennzoil はコロラド州の連邦高裁に対し、反トラスト法に基づく合併差止め請求で控訴(2月9日控訴棄却)

2月8日: Pennzoil はテキサス州地裁

に対し、Texaco を相手どり、
140億ドルに及ぶ損害賠償請求
1985年7月9日：12人の陪審員の下、テキサス
州地裁の裁判開始
11月19日：陪審員はTexacoに対し、総
額105億ドルの賠償金支払を求
める評決
12月10日：テキサス州地裁は、Texaco
に対し111億ドルの賠償金支払
を命令
12月13日：*Texaco はニューヨーク州
の連邦地裁に対し、テキサス州
の供託金に関する規定は控訴権
侵害と申し立て
1986年1月8日：Texaco はテキサス州地裁に
再審請求
1月10日：*ニューヨーク州の連邦地裁
は、供託金は10億ドルでよい
との決定 *Pennzoil は上記決
定を不服として控訴
2月20日：*連邦高裁は、供託金に関す
る連邦地裁の決定を支持、但し
一審が賠償金額にまで言及した
のは不当とした。
2月24日：テキサス州地裁はTexaco の
再審請求を却下
3月：Texaco は賠償金に関しテキ
サス州高裁に対し控訴
5月2日：*Pennzoil は供託金問題で
連邦最高裁に対し上告
1987年2月12日：テキサス州高裁はTexaco に
対し91億ドルの賠償金支払を
命令
3月30日：Texaco はテキサス州高裁に
対し再審請求（4月27日却下）
4月6日：*連邦最高裁は供託金問題
で、これはテキサス州法による
べきであり、連邦が関与すべき
問題ではないとして下級審へ差
し戻し
5月14日：Texaco はテキサス州高裁に
対し2度目の再審請求（5月27

日却下）

6月15日：Texaco はテキサス州最高裁
に上告

Getty Oil の過半数の株式は Getty 一族が
支配し、Getty 信託と Getty 美術館によって
所有されていた。1983年12月、Pennzoil は
Getty 信託、Getty 美術館及び Getty Oil を
相手に、Getty Oil 社株式の43%を取得する
交渉を開始し、翌1984年1月3日、4者は口
頭で「原則的合意」に達した。直ちに、新聞発
表も行われた。尚、株式の譲渡価格は1株当り
112.5ドルであった。翌1月4日、Pennzoil は
「取引合意書」の一次案を作成し連邦証券取引
委員会（SEC）に対し届け出た。しかし、1月
4日から5日にかけてTexaco がGetty側3
者を相手に、1株当り125ドルでの買収交渉を
行い、Getty側はこれを受け入れた。（後に128
ドルに引き上げられた。）

これに対し、Pennzoil は当初 Getty 側に対
する契約履行の訴え、あるいはTexaco のGet
ty 買収は反トラスト法に抵触する等の買収差
止め請求により、あくまでもGetty Oil 社株
式43%取得を目指した。しかし、これらの訴
えが全て却下されたことから、Pennzoil は
Getty Oil 社株式取得をあきらめ、損害賠償金
請求に方針を変更した。Pennzoil はGetty側
3者に対しては契約不履行、Texaco に対して
は契約上の権利を妨害したとして、損害賠償請
求を行った。

Pennzoil は最初 Texaco を含む4者に対す
る損害賠償請求をデラウェア州裁に対し行っ
た。これはPennzoil、Texaco ともデラウェア
州法人であるからであった。しかし、Pennzoil
は後に、Texaco に対する訴えを取り下げ、新
たにテキサス州裁に対し同様の訴えを行った。
この結果、デラウェア州裁ではGettyとPen
nzoil、テキサス州裁ではTexacoとPennzoil
の訴訟となった。だが、Pennzoil は訴訟の重
点を対Texacoにおいた。これにはいくつかの
理由が考えられる。

第一はTexacoとGettyの間に損害填補契
約（indemnity agreement）があり、Getty

売却に絡み発生する損害賠償等はTexacoが填
補することになっていることがあげられる。
Getty側はGetty Oil 売却に際し、対Pen
nzoilとの関係で多少の不安があったといわれ
る。そこでTexacoに対し損害填補契約を迫
り、Texacoはこれを受け入れた。

第二は契約不履行に基く損害賠償請求では、
実際の損害額以上の賠償は認められないが、契
約上の権利妨害、即ち不法行為（tort）に基く損
害賠償請求では、実際の損害に加え懲罰的賠償
金を得ることも可能だからである。

以上の理由から、PennzoilはTexacoを相
手とする不法行為に基く損害賠償請求は、成果
も大きく効率的な方法であると判断したのであ
る。また、テキサスという場所を選んだのは、
Pennzoilの本社がテキサスにあることから「地
の利」を得ようとしたものとみられる。そして、
1985年7月からテキサス州地裁の陪審員制度の
下で訴訟が開始され、同年12月にはほぼPen
nzoilの主張が入れられた判決が出された。判
決は実際の損害として75億ドル、懲罰金として
30億ドル、合計105億ドルの損害賠償金支払を
Texacoに命じた。（これ以外に金利6億ドル）

当然、Texacoは控訴する意向を明らかにし
たが、テキサス州の民事手続法の規定では、控
訴に際しては判決の金額に2年間10%の利息
相当額を加えた供託金が必要となり、Texaco
の場合、供託金は約120億ドルの巨額にのぼる。
世界有数の石油会社Texacoにとっても、これ
は極めて大きな負担となり、ほぼ不可能であ
った。そして、Texacoは判決の執行差し止めと
供託金減額を求める訴えをニューヨーク州にあ
る連邦地裁に対し行った。訴え先として連邦地
裁が選ばれたのは、テキサス州の供託金に関す
る規定は合衆国憲法に定められた正当な法の手
続と平等な保護に違反しており、これは連邦裁
所轄事項であるためとTexacoはしている。

1986年1月10日、連邦地裁のBriant判事
はTexacoの主張を入れ、供託金は10億ドル
でよいとの決定を行った。更に同判事は、損害
賠償は8億ドルを超えるべきではない、懲罰的
損害賠償金は準拠法であるニューヨーク州法に

照らして考えれば、認められないとの判断を示
した。この判断は示された直後から「勇み足」
とみる向きが多く、上級審である連邦高裁は、
供託金に関しては地裁判決を支持したものの、
損害賠償金に関する判断を示したことは、不適
切とした。

この連邦裁の供託金に関する決定を受けて、
Texacoは子会社であるTexaco Canada社株
式65百万株を供託、テキサス州裁はこれを11
億ドル強と認定したため、Texacoはテキサス
州高裁に控訴した。しかし、1987年2月に出
された高裁判決は懲罰的賠償金については一審
の30億ドルを10億ドルに減額したものの、基
本的に一審判決を支持し、総額91億ドルの損
害賠償金支払いをTexacoに命じた。

一方、連邦高裁の供託金に関する決定につい
ても、Pennzoilは州裁所轄事項に対する連邦裁
の不当な介入であるとして、連邦最高裁に上告
していた。

1987年4月6日、連邦最高裁は9対0という
満場一致で、供託金問題に関してはテキサス州
裁によるべきであり、独自の決定を行っていた
連邦下級審判決を破棄差し戻すとの決定を行っ
た。

この連邦最高裁判決はTexacoを不利な立場
に陥れ、TexacoはPennzoilとの間で精力的
に和解交渉を行ったが、結局不調に終わり、そ
して4月12日、チャプター・イレブンを申請
したのである。

〔連邦最高裁判決要旨〕

テキサス州法では、債務者が判決と同額の供
託金を積まない限り、債権者は債務者の資産に
対して先取特権（lien）を行使することができ
る。

Texacoは不法にGettyをして契約を破棄さ
せたとして105億ドル支払命令を受けた。Tex
acoが必要額を供託できないのは明らかであ
り、この決定は同社の経営に悪影響を与えた。
従って、同社は連邦地裁に対し、テキサス州の
手続は合衆国憲法に定められている権利を侵害
するものと訴えた。Texacoはテキサス州裁に
対してはこれを主張していない。Pennzoilは

Younger 主義（過去の判例）から連邦裁判は判断を差し控えるべきと主張した。連邦裁判の一審は Texaco の主張を認め、二審もそれを支持した。

連邦の下級審は Younger に盛られている連邦主義から、判断を差し控えるべきであった。Younger 主義は合衆国憲法上の疑問に対する保証のない決定を回避するのに役立つ。Texaco はこの憲法上の問題をテキサス州裁判で主張していないので、テキサス州の司法手続が、この問題を含むか否かを判断することは不可能である。更に、テキサス州憲法にはこの問題に関し、合衆国憲法よりもオープンな条項がある。従って、合衆国憲法上の問題を持ち出すまでもなく、テキサス州憲法で問題解決は可能である。

Younger 主義は、その手続に対する州の関心が大変高く、連邦司法権の行使が州と連邦の関係を軽視することになるような場合に発動される。連邦地裁の判決は、本件は州の重大な関心にはあたらないとしているが、これは判例を読み違えている。過去の判例は州が州の司法制度に重大な関心を抱いていることを何度も認めている。

連邦裁判による仮処分差止め命令は、その命令が得られたプロセスに対する挑戦という意味で、州裁判の判決への干渉である。

州裁判で係争中である限り、州裁判が合衆国憲法上の疑問点を解決すべきである。州裁判が適切な救済措置を行わないという明白な根拠はない。

4. 今後の訴訟の展開

5月27日、Texacoのテキサス高裁判に対する再審請求が最終的に却下された。Texacoは6月15日、テキサス州最高裁判に上告した。最高裁判は下級審の法律適用の可否に関する判断は行うが、証拠調べ等を含む実体審理は行わない。

従って、判決は下級審判決の支持か破棄差し戻しの形態をとることになる。

Texacoはテキサス州最高裁判が同社の主張を受け入れることを希望しているとし、万一、上告が却下された場合は連邦裁判で争うとの姿勢を

明らかにしている。この連邦裁判での争いは、これまでの供託金に関する問題、即ち手続法とは異なり、実体法での争いとなる。テキサス州では陪審制度を通じてなされた事実認定を上級審が否定することは、陪審制度そのものの基盤をゆるがすことにつながると考えられるため、上級審は陪審員の事実認定否認には消極的といわれている。今回のテキサス州高裁判の判決も、地裁判決には数々の誤りがあることを認めたとうえで、基本的に地裁判決を支持するという内容であり、先述した傾向の現れともいえる。

今後、テキサス州最高裁判、そして必要となれば、連邦裁判がどのような判断を下すかは明らかではないが、争点は次の点となるとみられる。

① Pennzoil と Getty の間に拘束力のある契約が成立していたか

Pennzoil と Getty の間に「原則的合意」はあったが、契約書に調印はされていなかった。この事実は明らかであり、Texaco、Pennzoil の両者ともこれを認めている。しかし、Pennzoil は契約成立を、Texaco は契約不成立を主張と見解が大きく分かれている。

これは契約成立時に契約当事者の意思確定を必要とする契約意思理論と、あくまでも合意が重要であり、契約書そのものは後に準備されてもよいとする契約客観理論の違いから生じている。テキサス州裁判は本訴訟においてはこれまで契約客観理論の立場をとっている。しかし、本訴訟同様ニューヨーク法を準拠法とする過去の判例では、必ずしも契約客観理論がとられているわけではない。

連邦地裁が契約客観理論をとった事件で、連邦高裁判が契約意思理論に変更した例もある。従って、今後の訴訟の展開によっては契約意思理論が採用され、Pennzoil と Getty の間に拘束力のある契約は存在しなかったと認定される可能性もある。

② Texaco の行為は違法か否か

テキサス州裁判判決は Texaco の行為を不法行為 (tort) としている。米国では一般的に、契約関係に対する意図的な妨害 (intentional interference) は不法行為とされる。Texaco と

Pennzoil の訴訟でも同様であるが、不法行為の適格要件は有効な契約の存在と意図的な妨害である。仮に妨害であっても、意図的でなければ不法行為とはならない。Texaco は Pennzoil と Getty の間の契約は有効ではなく、従って妨害もなかったと主張してきた。しかし、テキサス州の地裁及び高裁判は Pennzoil と Getty の間に有効な契約が存在し、それを知っていた Texaco が Getty を教唆して、Pennzoil との契約を破棄させ、Texaco との契約を締結させたことと認定した。

この教唆はそれ自体が不法行為を形成することがある。過去の判例では、教唆により契約を破棄させただけで不法行為となったものもある。

Texaco の場合、Getty との間の損害填補契約の存在が状況を悪化させている。この契約により Texaco は Pennzoil と Getty の間の契約を意識し、妨害となる可能性を認識していたとみなされている。従って、意図的な妨害という点に関して、Texaco は不利な立場にあるようだ。仮に、意図的な妨害が動かないとすれば、論点は先に述べた Pennzoil と Getty の間に拘束力のある契約が存在していたか否かということになる。

③ 仮に不法行為が認定された場合、妥当な損害賠償金額はいくらか

不法行為に基く損害賠償請求には、実際の損失とケースによっては懲罰的賠償金が認められる。また、実際の損失には得べかりし利益 (lost profit) が含まれることがある。本訴訟ではテキサス州の地裁、高裁判とも実際の損失を次の様に算定している。

Pennzoil は Getty 社株式の 43% を取得する予定であった。Getty 社埋蔵量の 43% は 1,008 百万 bbl に相当する。(石油ガス計) Pennzoil が合意していた買収額は総額 34 億ドルで、埋蔵量 1 bbl 当りの取得コストは 3.4 ドルとなる。Pennzoil のリブレースメント費は 1 bbl 当り 10.87 ドルである。Pennzoil は 1 bbl 当り 3.4 ドルで取得できた 1,008 百万 bbl の埋蔵量を 1 bbl 当り 10.87 ドルで探鉱開発する必

要が生じた。従って、Pennzoil の損失は 7,530 百万ドルとなる。算式は次の通り。

$$(10.87 \text{ドル/bbl} - 3.40 \text{ドル/bbl})$$

$$\times 1,008 \text{百万 bbl} = 7,530 \text{百万ドル}$$

この裁判所の算出根拠は、Pennzoil の主張のままである。Texaco は不法行為の否認という戦術で終始し、独自の算出根拠を提出しなかったため、テキサス州裁判としては Pennzoil の主張以外に頼るものがなかったともいえる。従って、今後の訴訟で Texaco が新たに算出根拠を示せば、それが採用される可能性もある。

1例ではあるが、Pennzoil が受けた損失は Getty 株式の買収価格の差であり、賠償金もそれに相当する額と指摘する向きもある。Pennzoil の提示した 112.5 ドルと Texaco の 128 ドルの差額に株式数を乗じた額は、4.6 億ドル程度となる。連邦地裁の Brieant 判事も供託金問題に関連して、賠償金は 8 億ドルを超えるべきではないとの判断を示している。

しかし、Texaco が不法行為の否認という戦術をとり金額面で争うことに消極的である限り、得べかりし利益である 75.3 億ドルの判決は維持される可能性がある。

次に懲罰的賠償金であるが、テキサス州地裁は損害填補契約により Texaco の意図的な妨害が明白であるとして、30 億ドルの支払を命じた。二審のテキサス州高裁判も金額は 10 億ドルに減額したものの、懲罰的賠償金を認めた。

先の Brieant 判事は、この件についても本訴訟では懲罰的賠償金を認める要件は存在しないとの判断を示している。これは本訴訟の準拠法であるニューヨーク法では、不法行為が公衆一般に対する不法行為としての性質を有する場合にのみ、懲罰的賠償金が認められることを根拠としている。

Brieant 判事は Texaco の行為は、そのような不法行為にはあたらないと判断したのであるが、仮に今後の訴訟でこの考えが採用されれば、懲罰的賠償金は否認されることになる。

5. チャプター・イレブンと訴訟 チャプター・イレブンに基く再建手続は先述

の手続が進められるが、訴訟の展開によっては Pennzoil が Texaco にとって最大の債権者となる可能性があり、この訴訟の展開を抜きにした再建手続は考えられない。一般に再建手続では、グループ別に債権者委員会が設立される。Texaco のケースでも、石油会社から成るものと、銀行及び保険会社から成る2つの債権者委員会が設立された。石油会社とその他に分離したのは、競争相手である石油会社に Texaco の企業秘密が流出するのを防ぐためである。この石油会社から成る債権者委員会において、Pennzoil は Tenneco と共に議長に選ばれた。このため同社は Texaco の再建手続審議の過程でかなりの影響力を行使できるようになったとみる向きが多い。例えば、Texaco が Pennzoil にとって極めて不利な再提案を作成しても結局、債権者に承認されないという事態も十分予想しうる。

従って Pennzoil との訴訟が決着しなければ、Texaco の再建手続も実質的には進展しないといえる。Texaco にとっても、Pennzoil との訴訟が決着し、判決内容が会社経営に支障をきたすものでなければ、再建手続を進めるメリットはほぼないといえる。

Texaco は当初からこの考えで、チャプター・イレブンを申請、チャプター・イレブンの保護の傘の下、Pennzoil との訴訟を続行する意向であったと推測される。但し、こういった意向を明白にすると、法の濫用として棄却される可能性があるため、こういった意向を表明しなかったものと思われる。

今後 Texaco が Pennzoil との訴訟に勝訴あるいは支払可能金額で和解すれば、Texaco はチャプター・イレブン撤回の動きを起こし、連邦破産裁もこれを承認するものとみられる。逆に敗訴すれば、再建手続が進められることになるだろう。

(追記) 6月下旬、連邦証券取引委員会 (SEC) はテキサス州最高裁に対し、法廷助言者 (a friend of the court) の立場から本訴訟の審理を要請する方針を決定した。

これは証券取引規則 10 B-13 条の観点からなされた。

この条項は、株式公開買付 (TOB) を行う者が TOB 期間中に TOB 以外の方法で対象会社の株式を取得することを禁じている。

Pennzoil が Getty との間で所謂「基本的合意」に達したのは、1984年1月3日であったが、Pennzoil は1983年12月28日から Getty に対し TOB をかけていた。

Texaco も1987年6月15日に行った上告の中で、この点を主張している。

今回の SEC の介入決定は、Texaco が上告に際し、頼りとする論拠のひとつにテキサス州最高裁の関心を集める点において、Texaco にとって極めて有利な動きといえる。

これまでテキサス州の一審及び二審において、Texaco は Pennzoil と Getty の間の契約存在を知らながら、その契約関係を侵害したとして不法行為 (tort) を問われてきた。しかし、Pennzoil と Getty の間の契約が違法、即ち無効となれば、Texaco に不法行為はなかったことになる。

Pennzoil は今回の SEC の動きに対し、この件は一審及び二審で正しく扱われてきたと信じており、また、テキサス州最高裁に対しても申し立てを行うとのコメントを発表している。

また、過去に Pennzoil はこの件に関しては、同社は SEC から例外規定の適用を受けることもできたと言ったことがある。証券取引規則 10 B-13 条には、例外規定もあるためである。

尚、テキサス州最高裁は SEC の要請に対し、法的には応える義務はない。従って、審理を開始するか否かはテキサス州最高裁のオプションである。しかし、SEC の様な連邦政府の機関が一般民事事件に介入するのは異例のことであり、実際には何らかの対応を迫られよう。

また、仮にテキサス州最高裁が Texaco の主張を認めず、同社が本訴訟を連邦裁に持ち込む場合、今回の SEC の判断は力強い支えとなる。それは、証券取引法が連邦法であり、この所轄権は連邦裁に所属するからである。